

介護保険関連条例・要綱・規約等

目 次

2. 豊橋市	1
5. 瀬戸市	34
6. 半田市	65
8. 豊川市	90
10. 碧南市	116
11. 刈谷市	134
12. 豊田市	141
14. 西尾市	166
17. 常滑市	204
18. 江南市	212
19. 小牧市	220
21. 新城市	239
26. 尾張旭市	254
27. 高浜市	267
29. 豊明市	291
30. 日進市	299
32. 愛西市	317
33. 清須市	342
36. みよし市	357
37. あま市	363
41. 大口町	373
42. 扶桑町	441
43. 大治町	458
44. 蟹江町	462
49. 美浜町	470
51. 豊根村	488
52. 知多北部広域連合	497

○大口町介護保険条例

平成12年3月27日

条例第21号

改正 平成12年12月27日条例第61号

平成13年3月27日条例第11号

平成15年3月27日条例第3号

平成15年6月20日条例第15号

平成17年6月27日条例第23号

平成18年3月30日条例第8号

平成19年3月27日条例第9号

平成19年3月27日条例第14号

平成20年3月26日条例第7号

平成21年3月27日条例第6号

平成24年3月26日条例第8号

平成24年12月26日条例第26号

平成25年6月27日条例第33号

平成27年3月31日条例第14号

平成27年5月13日条例第19号

(趣旨)

第1条 大口町（以下「町」という。）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 大口町介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、12人とする。

(報酬及び費用弁償)

第3条 認定審査会の委員の報酬及び費用弁償は、大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の定める

ところによる。

(市町村特別給付)

第3条の2 町は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。

- (1) 介護用品購入支援費
- (2) 介護保険在宅サービス利用支援費

2 前項に規定する市町村特別給付の支給については、町長が別に定める。

(保険料率)

第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 2万250円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 2万9,250円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 3万1,500円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 3万6,000円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 4万5,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 5万4,000円

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 5万6,250円

イ 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 6万7,500円
- イ 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 7万2,000円
- イ 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 7万8,750円
- イ 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 8万3,250円
- 2 前項の規定により、算定した保険料額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,000円とする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
 - 第2期 7月1日から同月31日まで
 - 第3期 8月1日から同月31日まで
 - 第4期 9月1日から同月30日まで
 - 第5期 10月1日から同月31日まで
 - 第6期 11月1日から同月30日まで
 - 第7期 12月1日から同月25日まで
 - 第8期 翌年1月1日から同月31日まで
 - 第9期 翌年2月1日から同月末日まで
 - 第10期 翌年3月1日から同月31日まで
- 2 町長は、特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。
- 3 町長は、次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、その納期を定め、これを通知しなければならない。
- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、すべて町長が指定する納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の

属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（保険料額の通知）

第7条 町長は、保険料額が定まったとき又は、その額に変更があったときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。

（保険料の督促手数料）

第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき50円とする。

（延滞金）

第9条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に

相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定による申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、保険料の納期限（災害その他特別な事情があることにより、保険料の納期限までに申請書類を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が別に定める日、前項第5号に該当する場合にあっては第7条の規定により当該年度の保険料額の通知を行った月の末日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 前2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合にお

いては、ただちにその旨を町長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の町民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得をしなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が町長に提出されている場合においては、この限りでない。

(罰則)

第13条 町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは同条第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 前4条の過料の額は、情状により、町長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（保険料率の特例）

第2条 平成12年度における保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,412円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,618円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,823円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 1万1,029円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 1万3,235円

2 平成13年度における保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 1万3,235円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 1万9,852円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 2万6,469円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 3万3,087円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 3万9,704円

(普通徴収に係る納期の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

第5期 翌年2月1日から同月末日まで

2 平成12年度において第5条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に納期を定めることができる。」とあるのは、「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度における第6期から第10期の納期に納付すべき保険料額は、第1期及び第5期の納期に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて第1号被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において、「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて第1号被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平

成13年4月から平成13年9月までの間において第1号被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において第1号被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に、平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に、当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に、平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号か

ら第4号までに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に、当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額、並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年1

4. 6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（関係条例の廃止）

第7条 大口町介護認定審査会の委員の定数を定める条例（平成11年大口町条例第19号）は、廃止する。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

附 則（平成12年12月27日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成13年3月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成15年3月27日条例第3号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町介護保険条例第4条及び第6条の規定に関わらず、平成14年度以前の期間について賦課する場合の保険料率については、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月20日条例第15号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成17年6月27日条例第23号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第8号）

改正 平成20年3月26日条例第7号

（施行時期）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）
- 2 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」という。）附則第4条各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 2万7,324円

- (2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者 2万7,324円
 - (3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者 3万4,362円
 - (4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 3万1,050円
 - (5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者 3万1,050円
 - (6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者 3万7,674円
 - (7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当する者 4万4,712円
- 3 介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第4条各号のいずれかに該当す

る第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 3万4,362円
- (2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1項第2号に該当する者 3万4,362円
- (3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者 3万7,674円
- (4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 4万1,400円
- (5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者 4万1,400円
- (6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1

項第3号に該当する者 4万4,712円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当する者 4万8,024円

4 介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 3万4,362円

(2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者 3万4,362円

(3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者 3万7,674円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号経過措置対象者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 4万1,400円

- (5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者 4万1,400円
- (6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者 4万4,712円
- (7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当する者 4万8,024円

（経過措置）

- 5 この条例による改正後の第4条の規定は、平成18年度分の介護保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月27日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第14号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の大口町介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条及び次項の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料につい

ては、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

- 3 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、3万5,190円とする。
- 4 新条例第4条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成21年度から平成23年度までの保険料の額について準用する。

附 則(平成24年3月26日条例第8号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町介護保険条例第4条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月26日条例第26号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月27日条例第33号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日条例第14号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町介護保険条例第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年5月13日条例第19号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大口町介護保険条例第4条第3項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

○大口町介護保険条例施行規則

平成12年3月30日

規則第13号

改正 平成12年12月27日規則第34号

平成15年3月27日規則第3号

平成17年12月15日規則第21号

平成18年3月30日規則第6号

平成18年5月30日規則第18号

平成19年3月27日規則第13号

平成19年9月28日規則第26号

平成21年3月27日規則第17号

平成23年3月29日規則第11号

平成24年3月26日規則第6号

平成24年8月31日規則第20号

平成24年12月26日規則第28号

平成25年11月29日規則第26号

平成27年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 大口町が行う介護保険については、法令及び大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号。以下「条例」という。）その他特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(市町村特別給付)

第2条 条例第3条の2第1項第1号に規定する介護用品購入支援費（以下「支援費」という。）の支給対象者は、大口町に住所を有し、在宅で生活し、かつ、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条の規定により要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けている者とする。ただし、法第8条第11項に定める特定施設入所者生活介護若しくは同条第19項に定める認

知症対応型共同生活介護を利用している者、同条第21項に定める地域密着型介護老人福祉施設に入所している者若しくは同条第24項に定める介護保険施設に入所している者、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に定める養護老人ホームに入所している者、同法第20条の6に定める軽費老人ホームに入所している者、同法第29条第1項に定める有料老人ホームに入所している者又は医療施設に入院している者を除く。

2 大口町は、前項の対象者が使用するために購入した介護用品の購入費（消費税及び地方消費税を含み、月額5,000円を上限とする。）を支援費の対象経費とし、その9割を支給するものとする。

第2条の2 条例第3条の2第1項第2号に規定する介護保険在宅サービス利用支援費（以下「在宅支援費」という。）の支給対象者は、大口町に住所を有し、在宅で生活し、かつ、法第19条に定める要介護、要支援認定を受けている者のうち、条例第4条第1号から第3号に該当するものとする。

2 大口町は、前項の対象者が法第8条及び法第8条の2に定める通所系のサービスを利用する場合に係る食費及びおやつ代（以下「食費等」という。）について、1月当たり4,500円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限に次に掲げる金額に利用日数を乗じた額又は実際の支払額のいずれか低い金額を在宅支援費として支給するものとする。

(1) 条例第4条第1項第1号に規定する者 1食につき300円

(2) 条例第4条第1項第2号に規定する者 1食につき200円

(3) 条例第4条第1項第3号に規定する者 1食につき100円

（特例居宅介護サービス費の額）

第3条 法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所

者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第61条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

（特例地域密着型介護サービス費の額）

第3条の2 法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第65条の3で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

（特例居宅介護サービス計画費の額）

第4条 法第47条第2項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。

（特例施設介護サービス費の額）

第5条 法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費

用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第79条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第6条 法第50条に規定する災害その他省令で定める特別な事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける介護給付(以下この条において「額の特例」という。)については、別表第1の理由の区分の欄に掲げる区分ごとに、同表の給付割合に掲げる割合とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に適用を受けようとする理由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 額の特例の適用を受けようとする理由
- (3) その他町長が必要と認める事項

3 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに額の特例の適用について承認又は不承認の決定をし、その結果を申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項により額の特例の適用について承認の決定を受けたものに、その申請に際して偽りその他不正な行為があったと認めるときは、その者に係る額の特例の適用を取り消すことができる。

5 町長は、前項の規定により額の特例の適用を取り消したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

6 第1項の規定により額の特例の適用を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第6条の2 法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額

は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

(特例居宅介護予防サービス費の額)

第7条 法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第84条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第7条の2 法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第54条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第85条の3で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

(特例介護予防サービス計画費の額)

第8条 法第59条第2項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大

臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。

（介護予防サービス費等の額の特例）

第9条 法第60条に規定する災害その他省令で定める特別な事情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者が受ける予防給付については、別表第1の理由の区分の欄に掲げる区分ごとに、同表の給付割合に掲げる割合とする。

2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による介護予防サービス費等の額の特例について準用する。

（特例特定入所者介護予防サービス費の額）

第9条の2 法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

（保険料の徴収猶予）

第10条 町長は、条例第10条第2項に基づく申請書を受理したときは、速やかに保険料の徴収猶予について承認又は不承認の決定をし、その結果を納付義務者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により保険料の徴収猶予を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その徴収猶予を取り消すことができる。

(1) 徴収猶予を必要とする理由が消滅し、徴収猶予を行う必要がなくなつたと認められるとき。

(2) 徴収猶予の申請に関し、偽りその他不正があつたと認められるとき。

（保険料の減免）

第11条 町長は、第1号被保険者が条例第11条第1項各号に掲げる保険料の減免理由に該当し、減免の必要があると認めるときは、別表第1の理由の区分の欄に掲げる区分ごとに、同表の減免額に掲げる額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の保険料を減免する。

2 前項の場合において、同一人が同時に2以上の区分に該当するときは、当該区分のうち減免額が最大となる区分（最大となる区分が2以上あるときは、そのうちのいずれかの一の区分）に係る規定を適用するものとする。

3 前条第1項及び第2項の規定は、保険料の減免について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第11条第2項」と、「徴収猶予」とあるのは「減免」と読み替えるものとする。

（事務手続）

第12条 介護保険の事務手続に必要な様式は、別表第2に定めるところによる。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日規則第34号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月27日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日規則第21号）

この規則は公布の日から施行する。ただし、適用の日については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 様式第6、様式第7、様式第9、様式第12及び様式14の改正規定、様式第20及び様式第24中「・不服の申立」の改正規定、様式第25、様式第28及び様式第29の改正規定 平成17年4月1日

(2) 別表第3の改正規定、様式第19—1、様式第19—2、様式第20（第

1号に規定する改正規定を除く。)、様式第21、様式第22及び様式第24
(第1号に規定する改正規定を除く。)の改正規定 平成17年10月1日

附 則 (平成18年3月30日規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日規則第18号)

この規則は公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例施行規則の規定
は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月27日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第26号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規則第17号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月31日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日規則第28号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月29日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例施行規則の規定
は平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月31日規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条、第9条関係)

理由の区分	給付割合	減免額
<p>1 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）の所有する住宅、家財又はその他の財産（以下「財産等」という。）につき災害（震災、風水害、火災その他これらに類するものをいう。以下同じ。）により受けた損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき額を除く。以下「災害により受けた損害額」という。）がその財産等の価額の10分の3以上10分の5未満である場合</p> <p>(1) 第1号被保険者及び生計維持者に係る前年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の5第1項に規定する合計所得金額及び山林所得金額（以下「総所得金額等」という。）が200万円以下の場合</p> <p>(2) 第1号被保険者及び生計維持者に係る前年中の合計所得金額等が200万円を超え、3</p>	<p>災害の発生した日以後1年間に限り、100分の98</p> <p>災害の発生した日以後1年間</p>	<p>災害の発生した日以後に到来する10以内の納期限（同日の属する年度又はその翌年度に属するものに限る。）に係る納付額の合計額（以下「合計納付額」という。）の100分の50に相当する額</p> <p>合計納付額の100分の30</p>

<p>00万円以下の場合</p> <p>(3) 第1号被保険者及び生計維持者に係る前年中の合計所得金額等が300万円を超え、400万円以下の場合</p>	<p>に限り、100分の96</p> <p>災害の発生した日以後1年間に限り、100分の94</p>	<p>に相当する額</p> <p>合計納付額の100分の20に相当する額</p>
<p>2 第1号被保険者又は生計維持者の所有する財産等につき災害により受けた損害額がその財産等の価額の10分の5以上である場合</p> <p>(1) 第1号被保険者及び生計維持者に係る前年中の合計所得金額等が200万円以下の場合</p> <p>(2) 第1号被保険者及び生計維持者に係る前年中の合計所得金額等が200万円を超え、300万円以下の場合</p> <p>(3) 第1号被保険者及び生計維持者に係る前年中の合計所得金額等が300万円を超え、400万円以下の場合</p>	<p>災害の発生した日以後1年間に限り、100分の100</p> <p>災害の発生した日以後1年間に限り、100分の97</p> <p>災害の発生した日以後1年間に限り、100分の95</p>	<p>合計納付額の100分の100に相当する額</p> <p>合計納付額の100分の50に相当する額</p> <p>合計納付額の100分の30に相当する額</p>
<p>3 生計維持者の前年中の合計所得金額等が250万円以下で、生計維持者が死亡したことにより、生計維持者の当該年中の合計所得金額等の見込額が前年の合計所得金額等に比して2分の1以下に減少すると認められる場合</p>	<p>特例申請日 (規則第6条及び第9条の規定による介護給付及び予防給付の特例を受けるた</p>	<p>減免申請日 (条例第11条第2項の規定により申請書が提出された日をいう。以下同</p>

	<p>めの申請書が提出された日をいう。以下同じ。)以後特例申請日の属する年度中(以下「年度中」という。)に限り、</p>	<p>じ。)以後到来する減免申請日の属する年度中の納期限に係る納付額の合計(以下「納付額」という。)の100分の5100分の930に相当する額</p>
<p>4 生計維持者の前年中の合計所得金額が250万円以下で、生計維持者が地方税法第314条の2第1項第6号に定める特別障害者となったことにより生計維持者の当該年中の合計所得金額等の見込額が前年の合計所得金額等に比して2分の1以下に減少すると認められる場合</p>	<p>年度中に限り、100分の97</p>	<p>納付額の100分の50に相当する額</p>
<p>5 生計維持者の前年中の合計所得金額等が250万円以下で、生計維持者が現に継続して6月以上入院中であり、又は継続して6月以上入院を要すると認められることにより、生計維持者の当該年中の合計所得金額等の見込額が前年の合計所得金額等に比して2分の1以下に減少すると認められる場合</p>	<p>年度中に限り、100分の97</p>	<p>納付額の100分の50に相当する額</p>
<p>6 生計維持者の前年中の合計所得金額等が250万円以下で、条例第11条第1項第3号又は第4号に規定する理由により、生計維持者の当該年中の合計所得金額等の見込額が前年の合計所得金額等に比して2分の1以下に減少すると</p>	<p>年度中に限り、100分の97</p>	<p>納付額の100分の50に相当する額</p>

認められる場合		
---------	--	--

備考

規則第6条及び第9条の規定による給付割合を適用する場合は、表理由の区分欄中の「第1号被保険者」とあるのは「被保険者」と読み替えるものとする。

別表第2（第12条関係）

様式番号	名称	事務手続の条項
様式第1	介護保険資格取得・喪失・変更届	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第23条、第24条、第29条から第32条
様式第2	介護保険住所地特例適用・変更・終了届	省令第25条
様式第3	介護保険被保険者証交付申請書	省令第26条第2項
様式第4	介護保険被保険者証等再交付申請書	省令第27条第1項、第79条の3第7項及び第171条の2第1項
様式第5	介護保険要介護・要支援認定（新規・更新・変更）申請書	法第27条第1項、第28条第2項、第29条第1項、第32条第1項及び第33条第2項
様式第6	介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	法第27条第10項、第12項、第32条第6項、第8項、第35条第2項及び第4項
様式第7	介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書	法第27条第13項及び第32条第9項
様式第8	介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書	法第27条第14項
様式第9	介護保険要介護状態区分変更通知	法第30条第2項

	書	
様式第10	介護保険受給資格証明書	法第36条
様式第11	介護保険サービスの種類指定変更申請書	法第37条第2項
様式第12	介護保険サービスの種類指定結果通知書	法第37条第5項
様式第13	介護保険〔居宅介護（予防）サービス費、地域密着型介護（予防）サービス費、特例特定入所者介護（予防）サービス費、特例居宅介護（予防）サービス費、居宅介護（予防）サービス計画費、特例居宅介護（予防）サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費〕支給申請書（償還払い用）	法第42条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項、第51条の3、第51条の4、第53条第1項、第54条第1項、第54条の2第1項、第54条の3第1項、第58条第1項、第59条第1項及び第61条の3第1項
様式第14	介護保険〔居宅介護（予防）サービス費、地域密着型介護（予防）サービス費、特例特定入所者介護（予防）サービス費、特例居宅介護（予防）サービス費、居宅介護（予防）福祉用具購入費、居宅介護（予防）住宅改修費、居宅介護（予防）サービス計画費、特例居宅介護（予防）サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護（予防）	法第42条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項、第51条の3、第51条の4、第53条第1項、第54条第1項、第54条の2第1項、第54条の3第1項、第58条第1項、第59条第1項及び第61条の3第1項

	サービス費〕支給（不支給）決定 通知書	
様式第15	介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書	省令第71条第1項及び第90条第1項
様式第16	介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書	省令第75条第1項及び第94条第1項
様式第17-1	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書	法第46条第4項
様式第17-2	介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書	省令第83条の9第1項
様式第18	介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書	省令第83条の4第1項及び第97条の2第1項
様式第19-1	介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）	省令第172条
様式第19-2	介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）	省令第172条
様式第20	介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）	省令第172条
様式第21	介護保険負担限度額認定申請書	省令第83条の6第1項
様式第22	介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書	省令第83条の8第2項
様式第23	介護保険利用者負担額減額・免除	第6条第2項及び第9条第2項

	申請書	
様式第24	介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書	第6条第3項及び第9条第2項
様式第25	納入通知書〔（介護保険料額決定通知書）、（介護保険料額変更通知書）〕〔兼特別徴収開始通知書、兼特別徴収中止通知書、兼特別徴収変更通知書、兼特別徴収（仮徴収）変更通知書〕	法第136条第1項及び第138条第1項、条例第5条第3項及び第7条
様式第26	介護保険料徴収猶予・減免申請書	条例第10条第2項及び第11条第2項
様式第27	介護保険料徴収猶予決定通知書	第10条
様式第28	介護保険料減免決定通知書	第11条

様式第1

介護保険資格 取得・喪失・変更 届

年 月 日

大口町長 様
次のとおり届け出ます。

届 出 事 由	取 得	(転 入 ・ その他)
	喪 失	(転 出 ・ 死 亡 ・ その他)
	変 更	(氏 名 ・ 住 所 ・ 世 帯 ・ その他)
異 動 年 月 日	年 月 日	被保険者証の有無 有・無

届 出 人 氏 名			被保険者との続柄	
届 出 人 住 所	〒 電話番号			
被 保 険 者 氏 名	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女
被 保 険 者 番 号		要介護認定 の 有 無	有 ・ 無	介護保険施設 入 所 の 有 無 有・無
新 住 所 (転 出 の 場 合)	〒 電話番号			
旧 住 所 (転 入 の 場 合)	〒			
本年1月1日の住 所(転入の場合)	〒			

介護保険料の過誤徴収があった場合は、下記口座への振込みを希望します。

住所 〒

氏名



被保険者との続柄

電話番号

金 融 機 関 名	銀行・農協・信金		支店
金融機関コード		支店コード	
口座名義人氏名	カタカナで記入して下さい。		
種 目	普通・当座	口座番号(右詰め)	

※ 転出の場合は本人の口座、死亡の場合は相続人代表の方の口座をお願いします。

様式第2

介護保険 住所地特例 適用・変更・終了 届

大口町長 様

次のとおり住所地特例(適用・変更・終了)について届け出ます。

* 上記(適用・変更・終了)より該当するものに○をつける
在宅→施設：適用 施設→施設：変更 施設→在宅：終了

		届出年月日	年 月 日
届出人氏名		本人との関係	
届出人住所	〒 電話番号		

* 届出者が被保険者本人の場合、届出者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号												
	フリガナ												
	氏 名											生年月日	年 月 日
												性 別	男 ・ 女

世 帯 主	氏 名											世帯主との続柄	
												生年月日	年 月 日
												性 別	男 ・ 女

異 動 前 情 報	従 前 の 住 所	〒 電話番号										
	* 異動前住所が施設の場合、以下も記入のこと											
	施 名 称											
	設 退所年月日	年 月 日										

異 動 後 情 報	現 住 所	〒 電話番号										
	* 異動後居住地が施設の場合、以下も記入のこと											
	施 名 称											
	設 所年月日	年 月 日										

様式第3

介護保険 被保険者証交付申請書

大口町長 様

次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名	㊟	本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		

* 申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	フリガナ			
	被保険者氏名		生年月日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女
住 所	〒 電話番号			

医療保険者名		医療保険被保険者証 記 号 番 号	
--------	--	----------------------	--

*2号被保険者の被保険者証交付申請者用

様式第4

介護保険 被保険者証等再交付申請書

大口町長 様
次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		

* 申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号														
	フリガナ														
	被 保 険 者 氏 名		生年月日	年 月 日											
			性 別	男 ・ 女											
住 所	〒 電話番号														

再交付する 証 明 書	1 被保険者証 2 資格者証 3 受給資格証明書
申請の理由	1 紛失・焼失 2 破損・汚損 3 その他()

2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名		医療保険被保険者証 記 号 番 号	
--------	--	----------------------	--

様式第5

介護保険 要介護・要支援認定(新規・更新・変更)申請書

大口町長 様
次のとおり申請します。

No.

被 保 者	被保険者番号								申請年月日	年	月	日		
	フリガナ								生年月日	年	月	日		
	氏名								性別	男 ・ 女				
	住所	〒							電話番号					
保 険 者	現在の要介護状態区分等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5						
	申請理由	(更新申請時は記入の必要なし)												
	過去6月間の介護保険施設・医療機関等の入院入所	病院・施設等の名称 所在地					期間	年	月	日	～	年	月	日
	病院・施設等の名称 所在地					期間	年	月	日	～	年	月	日	
	有・無 (1週間以上)					病院・施設等の名称 所在地	期間	年	月	日	～	年	月	日

提出者	代行	名称				被保険者との続柄			
	家族	住所	被保険者と同じ			電話番号			

主治医	医療機関名			受診科			主治医名		
	所在地								

第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)は、特定疾病名をご記入下さい。
また、医療保険被保険者証をご提示下さい。(裏面に複写のこと)

特定疾病名										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を大口町から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名 _____ 代筆 _____

立会い者名			続柄			電話番号		
備考								

※ [町記載欄] 記入不可

受 付	公開区分	公開・部分公開・非公開			保存区分	永・10・5・1		
	非公開理由	第7条 第2号			基準	大5	小	自己
	決裁区分							

様

大口町長



介護保険 要介護状態区分変更通知書

あなたの要介護状態区分を下記のとおり変更します。

被保険者番号																			
被保険者氏名																			
認定結果																			
今までの要介護状態区分									これからの要介護状態区分										
変 更 年 月 日		年			月			日											
認定の有効期間		年			月			日から			年			月			日まで		

・被保険者証を大口町に提出してください。

提出場所：

提出期限： 年 月 日

ただし、既に被保険者証を提出されている方は、不要です。

問合せ先

・不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、【1】審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、【2】処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、【3】その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても大口町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10

介護保険受給資格証明書

被 保 険 者	番 号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>																	
	フリガナ																		
	氏 名																		
	生 年 月 日	年 月 日生					男・女												
	住 所 (転出先予定)																		
異動予定日	年 月 日																		
<p>上記の者は、介護保険の要介護認定・要支援認定等を次のとおり受けている(申請中の)者であることを証する。</p> <p>年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td>1</td><td>9</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">大口町長 印</p>										2	3	3	6	1	9				
2	3	3	6	1	9														
認 定 済 ・ 申 請 中					申請年月日	年 月 日													
要介護状態区分					認定年月日	年 月 日													
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで 有効																		
認定審査会 の意見等																			
備 考																			

※ 裏面に注意事項を記載

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この受給資格証明書は、介護保険法第36条に基づき、転出先の市町村で、あらかじめ認定調査等を受けることなく、認定を受けることが可能になるように大口町が交付したもので、被保険者証ではありません。したがって、この証で介護保険の保険給付を受けることはできません。
- 2 住所を異動した先の市町村が、新たに介護保険の保険者となり、あなたはその市町村の介護保険の被保険者となります。
- 3 住所を異動した際は、直ちにその市町村の窓口で転入の届け出をし、必ずこの証明書を提出して要介護認定・要支援認定等の申請をしてください。
- 4 あなたが、住所を異動した日から14日を過ぎますと、この証明書は無効となりますので十分に注意してください。
- 5 異動予定日を過ぎてから住所を異動した場合は、介護保険の保険給付が一部受けられなくなる場合がありますので十分に注意してください。

様式第11

介護保険サービスの種類指定変更申請書

大口町長 様
次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		

*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号							
	フリガナ							
	被保険者氏名	生年月日	年 月 日					
		性別	男 ・ 女					
	住所	〒 電話番号						
	現に受けている要介護・要支援認定の内容	要介護状態区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
有効期間		年 月 日 から			年 月 日			
新たに指定を受けようとするサービスの種類又は現に受けているサービスの種類記載の消除を求める旨								
種類指定変更理由								

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名		医療保険被保険者証 記号番号	
特定疾病名			

第 号
年 月 日

様

大口町長



介護保険サービスの種類指定結果通知書

年 月 日あなたが行ったサービスの種類指定変更申請について、介護認定審査会の判定に基づき、次のとおり認定したので通知します。

被保険者番号																				
被保険者氏名																				

サービスの種類の指定	
理由	

問合せ先

・不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、【1】審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、【2】処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、【3】その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも大口町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13

介護保険
 { 居宅介護(予防)サービス費、
 地域密着型介護(予防)サービス費、
 特例特定入所者介護(予防)サービス費、
 特例居宅介護(予防)サービス費、
 居宅介護(予防)サービス計画費、
 特例居宅介護(予防)サービス計画費、
 施設介護サービス費、特例施設介護サービス費 }
 支給申請書
 (償還払い用)
 (年 月分)

フリガナ		保険者番号				2	3	3	6	1	9
被保険者氏名		被保険者番号									
生年月日	年 月 日生	性別	男・女								
住所	〒 電話番号										
支払金額合計	円										
申請理由	大口町長 様 上記のとおり、関係書類を添えて、居宅介護(予防)サービス費、地域密着型介護(予防)サービス費、特例特定入所者介護(予防)サービス費、特例居宅介護(予防)サービス費、居宅介護(予防)サービス計画費、特例居宅介護(予防)サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 (印) 電話番号										

注意 ・ この申請書の裏面に該当月分の領収証及びサービス提供証明書又は居宅介護支援提供証明書も併せて添付してください。
 上記の給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号							
	金融機関コード	支店コード	1普通預金								
			2当座預金								
			3その他								
	フリガナ 口座名義人										

町記入欄

区 分	保険料納付状況	領 収 証 確 認 欄	サ ー ビ ス 提 供 証 明 書 確 認 欄	備 考
1 一 般	未納保険料			
2 支払方法の 変更	有・無 滞納保険料			
3 給付額減額	有・無			

様式第14

〒

様

第 号
年 月 日

大口町長



介護保険

居宅介護(予防)サービス費、地域密着型介護(予防)サービス費、
特例特定入所者介護(予防)サービス費、特例居宅介護(予防)サービス費、
居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費、
居宅介護(予防)サービス計画費、特例居宅介護(予防)サービス計画費、
施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、
高額介護(予防)サービス費

支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号							
受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日						
本人支払額	円	利用月	年 月分						
給付の種類									
支給	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	支給金額	円					
不支給・減額の理由									

支払方法			
<input type="checkbox"/> 窓口払		<input type="checkbox"/> 口座払	
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・この通知書 ・介護保険被保険者証 ・申請書に使用した印鑑 	振	金融機関
支払場所		込	口座種目
支払期間	年 月 日～ 年 月 日	先	口座番号
	月曜から金曜午前 時～午後 時		
			口座名義人

・問合せ先

・不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、【1】審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、【2】処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、【3】その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも大口町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書

フリガナ			保険者番号			2	3	3	6	1	9
被保険者氏名			被保険者番号								
生年月日	年	月	日生	性別	男・女						
住所	〒		電話番号								
福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者名及び 販売事業者名		購入金額	購入日							
			円	年 月 日							
			円	年 月 日							
			円	年 月 日							
福祉用具が 必要な理由											
大口町長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)福祉用具購入費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名  電話番号											

注 意・この申請書の裏面に、領収証及び福祉用具のパンフレット等を添付して下さい。
 ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載して下さい。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載して下さい。

居宅介護(予防)福祉用具購入費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	支店コード	1普通預金								
			2当座預金								
			3その他								
	フリガナ 口座名義人										

様式第16

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号		2	3	3	6	1	9
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	年 月 日生	性別	男・女						
住所	〒		電話番号						
住宅の所有者		本人との関係							
改修の内容・箇所及び規模		業者名							
		着工日	年	月	日				
		完成日	年	月	日				
改修費用	円								
大口町長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 (印) 電話番号									

注意・この申請書に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事見積書、改修前後の平面図、改修前の写真等を添付してください。
 ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護(予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信金・信組 農協		本店 支店 出張所		種目	口座番号				
	金融機関コード		支店コード		1普通預金					
					2当座預金					
					3その他					
		フリガナ 口座名義人								

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

										区 分					
										新規・変更					
被 保 険 者 氏 名					被 保 険 者 番 号										
フリガナ															
					生 年 月 日				性 別						
					年 月 日				男 ・ 女						
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者															
事業者の事業所名					事業所の所在地 〒										
					電話番号										
担当介護支援専門員氏名															
修了証明書No.															
事業所を変更する場合の事由等			※事業所を変更する場合のみ記入してください。												
変更年月日 (年 月 日付)															
<p>大口町長 様</p> <p>上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>被保険者 電話番号</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>															
保険者確認欄			<input type="checkbox"/> 被保険者資格		<input type="checkbox"/> 届出の重複										
			<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者事業所番号												

- (注意)1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第、速やかに、大口町へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず、大口町に届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		生年月日	
		性 別	
		年 月 日	
		男・女	
介護予防サービス計画作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者			
介護予防支援事業所名		介護予防支援事業所の所在地	
		〒	
		電話番号 ()	
介護予防支援を受託する居宅介護支援事業者 ※ 居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入して下さい。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒	
担当介護支援専門員氏名			
		電話番号 ()	
介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の事由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (年 月 日付)			
大口町長 様			
上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画作成を依頼することを届け出します。			
年 月 日			
住 所			
被保険者氏名		電話番号 ()	
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所番号	

- (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時に、若しくは、介護予防サービス計画作成を依頼する事業所が決まり次第、速やかに、大口町へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画作成を依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず、大口町に届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

様式第18

介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書

フリガナ			保険者番号			2	3	3	6	1	9
被保険者氏名			被保険者番号								
生年月日	年	月	日生	性別	男・女						
住所	〒		電話番号								
該当月分の支払額合計											
単身者を除く世帯	氏名	生年月日	性別	介護保険の被保険者の場合被保険者番号							
世帯構成	世帯主		男・女								
	世帯員		男・女								
			男・女								
			男・女								
			男・女								
大口町長 様 上記のとおり関係書類を添えて高額介護(予防)サービス費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 (印) 電話番号											

注 意・給付制限を受けている方については、高額介護(予防)サービス費の支給ができない場合があります。
 ・この申請書の裏面に領収証を添付してください。

高額介護(予防)サービス費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	支店コード	1普通預金								
			2当座預金								
			3その他								
フリガナ 口座名義人											

町記入欄

区分	世帯集約 番号	領収書 確認欄	給付制限 状況	備考
1 単独 2 合算			有・無 給付割合	(所得分布の状況等を把握)

様式第19-1

介護保険特定負担限度額認定申請書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

フリガナ		保険者番号		2	3	3	6	1	9
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	年 月 日生	性別	男・女						
住 所	〒 電話番号 ()								
介護保険施設の住所及び名称	〒 電話番号 ()								
入所する居室の種類									
特定負担限度額申請事由	1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下のもの等 2 市町村非課税世帯非課税者であって、1に該当する以外のもの 3 その他()								
大口町長 様 上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。 年 月 日 住 所 申請者 氏 名 電話番号									

町記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限 年 月 日 まで	

様式第20

〒 様

第 年 月 日 号

大口町長



介護保険特定負担限度額認定、利用者負担減額・免除決定通知書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

先に申請のありました、特定負担限度額認定、利用者負担減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																	
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年	月	日		
決 定 事 項					
1 承認する	適用年月日	年	月	日	(承認内容)
	有効期限	年	月	日	
2 承認しない	理 由				

・問合せ先

・不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、【1】審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、【2】処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、【3】その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも大口町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21

介護保険負担限度額認定申請書

フリガナ 被保険者氏名	保険者番号		2		3		3		6		1		9	
	被保険者番号													
生年月日	年 月 日生		性別	男 ・ 女										
住 所	〒		電話番号											
介護保険施設の所在地及び名称	〒		電話番号											
入 所 (院) 年月日(※)	年 月 日 入 所 (院)													
負担限度額申請事由	1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下のもの等 2 市町村非課税世帯非課税者であって、1に該当する以外のもの 3 その他()													
大口町長 様 上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。 年 月 日 住 所 申請者 氏 名 電話番号														

町記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適 用 年 月 日	
年 月 日 から	
有 効 期 限 年 月 日 まで	

様式第22

介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書

フリガナ			保険者番号		2	3	3	6	1	9
被保険者氏名			被保険者番号							
生年月日	年	月	日生	性別	男・女					
住所	〒			電話番号						
食費及び 居住費として 支払った額	支払った期間	年 月 日から		年 月 日						
	標準負担額									円
介護保険施設の 所在地及び 名称	〒			電話番号 ()						
認定証の交付 を受けている方 のみ記入	交付年月日	年 月 日								
	適用年月日	年 月 日								
認定証の交付申請 又は証を提出でき なかつた理由										
大口町長様 上記のとおり関係書類を添えて食事・居住費に係る負担限度額差額の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 ㊟ 電話番号										

注 意・この申請書の裏面に該当月分の領収証を添付してください。

上記の給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号						
	金融機関コード	支店コード	1普通預金 2当座預金 3その他							
	フリガナ 口座名義人									

町記入欄

領収証 確認欄	備 考

様式第23

介護保険利用者負担額減額・免除申請書

フリガナ 被保険者氏名	保険者番号		2 3 3 6 1 9					
	被保険者番号							
生年月日	年	月	日生	性別	男・女			
住所	〒 電話番号							
利用者負担額 減免申請理由								
<p>大口町長 様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名</p> <p>電話番号</p>								

町記入欄

交付年月日	備考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日	
から	
有効期限	
年 月 日	
まで	

様式第24

〒 様

第 年 月 日 号

大口町長



介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書

先に申請のありました食費・居住費に係る負担限度額、利用者負担額減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日		年	月	日
決 定 事 項				
1 承認する	適用年月日	年	月	日 (承認内容)
	有効期限	年	月	日
2 承認しない	理 由			

・問合せ先

・不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、【1】審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、【2】処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、【3】その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも大口町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

大口町長



年度 納入通知書 (介護保険料額決定通知書)
 (介護保険料額変更通知書) 兼特別徴収開始通知書
 兼特別徴収中止通知書
 兼特別徴収変更通知書
 兼特別徴収(仮徴収)変更通知書

介護保険額について次のとおり決定しましたので通知します。
 介護保険額について次のとおり変更しましたので通知します。
 介護保険額を次のとおり変更しましたので通知します。
 介護保険料額について次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。
 介護保険料の特別徴収を中止し、次のとおり普通徴収することとしましたので通知します。
 介護保険料の特別徴収を中止しましたので通知します。(※通知の種類に応じたものを記載)

被 保 険 者 名		被 保 険 者 番 号	
生 年 月 日		性 別	
決 定 ・ 変 更 事 由		決 定 ・ 変 更 年 月 日	

【年間保険料額】

年度に納付する保険料額	円
-------------	---

【これまでの保険料納付方法等】

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

【これからの保険料納付方法等】

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

【期別保険料額】

納期・月 (普徴・特徴)	変更前の保険料額		変更後の保険料額	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月				
5月				
第1期 6月				
第2期 7月				
第3期 8月				
第4期 9月				
第5期 10月				
第6期 11月				
第7期 12月				
第8期 1月				
第9期 2月				
第10期 3月				
計				
合計額	(ア)		(イ)	
差引増減額	(イ) - (ア)			
保険料段階				

※1 特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

【保険料算定の基礎】

期 間	月 数(1)	所得段階区分	保険料率(2)	保険料算定額(2) * (1) / 12	保険料額

【普通徴収の場合の納期限】

納 期	納期限	納 期	納期限
第1期		第6期	
第2期		第7期	
第3期		第8期	
第4期		第9期	
第5期		第10期	

【普通徴収の場合の納入場所】

大口町公金取扱金融機関及び大口町役場

【問合せ先】

・不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、【1】審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、【2】処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、【3】その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも大口町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第26介護保険料 徴収猶予・減免 申請書

大口町長 様

次のとおり 年度分介護保険料の徴収猶予・減免を申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名	㊦	本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		

*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号												
	フリガナ												
	氏 名		生年月日	年 月 日									
			性 別	男 ・ 女									
	住 所	〒 電話番号											

申請理由	
------	--

※徴収猶予又は減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第27

〒	様
---	---

第 年 月 日 号

大口町長



介護保険料徴収猶予決定通知書

さきに申請がありました 年度分介護保険料の徴収猶予については、下記のとおり承認・不承認と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																	
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

徴収猶予決定年月日	年 月 日
不承認理由	

納期等	保険料額(円)	徴収猶予期間	備考
4月		～	
5月		～	
第1期 6月		～	
第2期 7月		～	
第3期 8月		～	
第4期 9月		～	
第5期 10月		～	
第6期 11月		～	
第7期 12月		～	
第8期 1月		～	
第9期 2月		～	
第10期 3月		～	
合計			

・問合せ先

・不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、【1】審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、【2】処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、【3】その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも大口町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第28

〒

第 号
年 月 日

大口町長 印

介護保険料減免決定通知書

さきに申請がありました 年度分介護保険料の減免については、下記のとおり承認・不承認と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

減免決定年月日	年 月 日	決定した減免額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
不承認理由			

納 期 等	減免前保険料額 (円)	減免額 (円)	減免後保険料額 (円)	摘要
4 月				
5 月				
第 1 期 6 月				
第 2 期 7 月				
第 3 期 8 月				
第 4 期 9 月				
第 5 期 10 月				
第 6 期 11 月				
第 7 期 12 月				
第 8 期 1 月				
第 9 期 2 月				
第 10 期 3 月				
合 計				

・問合せ先

・不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、【1】審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、【2】処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、【3】その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても大口町を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

様式第 1
様式第 2
様式第 3
様式第 4
様式第 5
様式第 6
様式第 7
様式第 8
様式第 9
様式第 1 0
様式第 1 1
様式第 1 2
様式第 1 3
様式第 1 4
様式第 1 5
様式第 1 6
様式第 1 7 - 1
様式第 1 7 - 2
様式第 1 8
様式第 1 9 - 1
様式第 1 9 - 2
様式第 2 0
様式第 2 1
様式第 2 2
様式第 2 3
様式第 2 4
様式第 2 5

様式第 2 6

様式第 2 7

様式第 2 8

○扶桑町介護保険条例

平成12年 3月29日条例第3号

改正

平成12年12月22日条例第46号

平成15年 3月31日条例第7号

平成18年 3月23日条例第14号

平成20年 3月31日条例第6号

平成21年 3月31日条例第7号

平成24年 3月29日条例第11号

平成25年 6月24日条例第16号

平成27年 3月30日条例第18号

平成27年 6月23日条例第25号

扶桑町介護保険条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）

第3章 保険料（第4条—第14条）

第4章 雑則（第15条—第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本町が行う介護保険について、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第2条 扶桑町介護認定審査会の委員の定数は、21人以内とする。

（報酬及び費用弁償）

第3条 委員の報酬及び費用弁償は、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年扶桑町条例第1号）の定めるところによる。

第3章 保険料

（保険料率）

第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各

号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 26,200円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 34,100円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 39,400円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 44,600円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 52,500円

(6) 次のいずれかに該当する者 63,000円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 68,300円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 78,800円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 84,100円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 89,300円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 94,600円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 99,800円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,600円とする。

（普通徴収に係る納期）

第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 6月1日から同月30日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9年1月から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月25日まで

第8期 翌年1月1日から同月31日まで

第9期 翌年2月1日から同月末日まで

第10期 翌年3月1日から同月31日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。
- 3 賦課期日後に保険料の額の算定を行ったときは、町長は、納期を定め、これを通知しなければならない。
- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

第7条 保険料の算定の基礎に用いる町民税の課税、非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その者に前年度において適用された第4条の区分（前年度の区分が確定しない場合については第4条第3号とする。）に該当する当該年度保険料を当該年度の納期

の数で除して得た額（町長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において町長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第8条 前条第1項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に町長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、町長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第9条 町長は、保険料の額が定まったときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（督促）

第10条 普通徴収に係る保険料の納付義務者が納期限までに保険料を完納しない場合においては、町長は、納期限後60日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

- 2 前項に規定する指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して10日以上経過した日とする。

（延滞金）

第11条 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てる。) であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合においては、100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 町長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当することにより、保険料の納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める事由があること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、

町長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
- (4) その他町長が必要と認める事項
(保険料の減免)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当することにより、保険料の納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める事由があること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が別に定め

る日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年度6月15日まで(6月16日以後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から16日以内)に、当該第1号被保険者の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が町長に提出されている場合においては、この限りでない。

第4章 雑則

(罰則)

第15条 町長は、第1号被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第16条 町長は、法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第17条 町長は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対して、10万円以下の過料を科する。

第18条 町長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する介護給付費納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第19条 前4条の過料の額は、情状により、町長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）

2 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,000円
- （2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,100円
- （3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,100円
- （4） 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,200円
- （5） 令第38条第1項第5号に掲げる者 12,200円

3 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 令第38条第1項第1号に掲げる者 12,200円
- （2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 18,400円
- （3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 24,500円
- （4） 令第38条第1項第4号に掲げる者 30,600円
- （5） 令第38条第1項第5号に掲げる者 36,800円

（平成12年度及び平成13年度における普通徴収に係る納期等の特例）

4 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

第5期 翌年2月1日から同月末日まで

第6期 翌年3月1日から同月31日まで

5 平成12年度において第5条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

6 平成13年度においては、第5期から第10期までの納期に納付すべき保険料額は、第1期から第4期までの納期に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

7 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次項において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

8 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この項にお

いて同じ。) 、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第

3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(扶桑町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

- 10 扶桑町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年扶桑町条例第12号)は、廃止する。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 11 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、平成29年4月1日から行うものとする。
- 12 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わず、平成30年4月1日から行うものとする。
- 13 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必

要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

- 14 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

附 則（平成12年12月22日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、平成12年10月から同年12月までの間に徴収される保険料の減免の申請期限は、第14条第2項の規定にかかわらず、平成13年1月31日までとする。

附 則（平成15年3月31日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第14号）

改正

平成20年3月31日条例第6号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年度における保険料率の特例）

- 2 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 26,400円

（2） 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者 26,400円

（3） 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世

帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者 33,300円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 30,100円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者 30,100円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者 36,500円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当する者 43,300円

（平成19年度における保険料率の特例）

3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 33,300円

(2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者

33,300円

(3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者
36,500円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者
40,100円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者
40,100円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者
43,300円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当する者
46,500円

（平成20年度における保険料率の特例）

4 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世

帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者
33,300円

(2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者
33,300円

(3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者
36,500円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当する者 40,100円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当する者 40,100円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当する者 43,300円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当する者 46,500円

(経過措置)

5 改正後の第4条の規定は、平成18年度分の介護保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令附則第11条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、34,400円とする。

附 則（平成24年 3 月29日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（平成24年度から平成26年度までの保険料率の特例）
- 2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 3 令附則第17条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、39,500円とする。

（督促手数料に関する経過措置）

- 4 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 6 月24日条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の扶桑町介護保険条例附則第 9 項の規定は、延滞金のうち平成26年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月30日条例第18号）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の扶桑町介護保険条例第 4 条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 6 月23日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の扶桑町介護保険条例第 4 条第 2 項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

大治町介護保険条例の一部を改正する条例

大治町介護保険条例（平成十二年大治町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十四年度から平成二十六年まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第一号中「二万七千円」を「二万九千四百円」に改め、同条第二号中「二万七千円」を「四万千円」に改め、同条第三号中「四万五百円」を「四万四千円」に改め、同条第四号中「五万四千円」を「四万九千九百円」に改め、同条第八号中「八万九千九百円」を「十一万四千六百円」に改め、同条第十二号とし、同条第七号中「八万千円」を「八万八千二百円」に改め、同号イ中「三百万円」を「二百九十万円」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「、次号ロ、第十号ロ又は第十一号ロ」を加え、同条を同条第八号とし、同条の次に次の三号を加える。

九 次のいずれかに該当する者 九万七千円

イ 合計所得金額が二百九十万円以上五百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十一号ロに該当する者を除く。）

十 次のいずれかに該当する者 十万二千九百円

イ 合計所得金額が五百万円以上八百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十一 次のいずれかに該当する者 十万八千七百円

イ 合計所得金額が八百万円以上千万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第二条第六号中「六万七千五百円」を「七万三千五百円」に改め、同号イ中「百二十五万円」を「百二十万円」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「次号ロ、第九号ロ、第十号ロ又は第十一号ロ」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「六万四千八百円」を「七万五百円」に改め、同号イ中「百二十五万円」を「百二十万円」に改め、同号ロ中「又は第七号ロ」を「第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ又は第十一号ロ」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 五万八千八百円

第四条第三項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「若しくは第四号ロ又は第二条第五号ロ、第六号ロ若しくは第七号ロ」を「第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に、「第四号まで又は第二条第五号から第七号」を「第九号」に改める。

附則に次の三項を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十四条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

10 法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に行わず、平成二十九年四月一日から行うものとする。

11 法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行わず、平成二十八年四月一日から行うものとする。

12 法第百十五条の四十五第二項第六号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行わず、平成二十八年四月一日から行うものとする。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の大治町介護保険条例第二条の規定は、平成二十七年以降の年度分の保険料について適用し、平成二十六年以前年度の年度の保険料については、なお従前の例による。

大治町介護保険条例の一部を改正する条例

大治町介護保険条例（平成十二年大治町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る平成二十七年から平成二十九年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、二万六千四百円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大治町介護保険条例の規定は、平成二十七年以降の年度分の保険料について適用し、平成二十六年以前年度の保険料については、なお従前の例による。

○蟹江町介護保険条例

平成12年3月29日
条例第4号

目次

第1章 町が行う介護保険(第1条)

第2章 保険料(第2条～第11条)

第3章 雑則(第12条)

第4章 過料(第13条～第17条)

附則

第1章 町が行う介護保険

(町が行う介護保険)

第1条 町が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 保険料

(保険料)

第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 30,600円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,840円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,900円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 52,020円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 61,200円

(6) 次のいずれかに該当する者 73,440円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 76,500円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 88,740円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 100,980円

ア 合計所得金額が290万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 合計所得金額が500万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。

- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 116,280円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、27,540円とする。
 - 3 前2項の保険料により算定する当該年度における保険料の額は、10円未満の端数を切り捨てる。

(普通徴収に係る納期)

第3条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 4月16日から同月30日まで
 - 第2期 5月16日から同月31日まで
 - 第3期 6月16日から同月30日まで
 - 第4期 7月16日から同月31日まで
 - 第5期 8月16日から同月31日まで
 - 第6期 9月16日から同月30日まで
 - 第7期 10月16日から同月31日まで
 - 第8期 11月16日から同月30日まで
 - 第9期 12月16日から同月25日まで
 - 第10期 翌年1月16日から同月31日まで
 - 第11期 翌年2月16日から同月28日まで
 - 第12期 翌年3月16日から同月31日まで
- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。
 - 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
 - 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
 - 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる町民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(町長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において町長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第6条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に町長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認めら

れるときは、町長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第7条 保険料の額が定まったときは、町長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第8条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第9条 町長は、災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずる者で、町長が必要と認める者に対し、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第10条 町長は、災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者で、町長が必要と認める者に対し、保険料を減免する。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が別に定める日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の町民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものである場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が町長に提出されている場合においては、この限りでない。

第3章 雑則

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

第4章 過料

第13条 第1号被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第12条第1項本文の規

定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第14条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により町長が定める。

2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度及び平成13年度における保険料の特例)

第2条 平成12年度における保険料は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,230円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,345円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,460円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,575円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 12,690円

2 平成13年度における保険料は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 12,690円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 19,035円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 25,380円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 31,725円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 38,070円

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収に係る納期の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 11月16日から同月30日まで

第2期 1月16日から同月31日まで

2 平成12年度において第3条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第4期から第6期までの納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第3期までの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)

を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を

有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間に於いて被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による改正後の介護保険法(以下この条において「改正法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間は行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

2 改正法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1

日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

- 3 改正法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 4 改正法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則(平成12年条例第23号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、平成12年10月から同年12月までの間に徴収される保険料の減免の申請期限は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成13年1月31日までとする。

附 則(平成15年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の蟹江町介護保険条例第2条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第8号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の蟹江町介護保険条例第2条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 23,760円
 - (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 23,760円
 - (3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 29,880円
 - (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 27,000円
 - (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 27,000円
 - (6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 32,760円
 - (7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 38,880円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当す

るもの 29,880円

(2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 29,880円

(3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 32,760円

(4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 36,000円

(5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 36,000円

(6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 38,880円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 41,760円

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の平成18年介護保険等改正令(以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 29,880円

(2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 29,880円

(3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 32,760円

(4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。))に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 36,000円

(5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 36,000円

(6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 38,880円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 41,760円

附 則(平成20年条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第9号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度から平成23年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 21,000円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 21,000円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 31,500円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 42,000円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 52,500円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 63,000円

附 則(平成24年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の蟹江町介護保険条例の規定中の保険料に関する部分は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の蟹江町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定及び第2条の規定による改正後の蟹江町介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の蟹江町介護保険条例の規定中の保険料に関する部分は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の蟹江町介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

○美浜町介護保険条例

(平成 12 年 3 月 27 日条例第 11 号)

改正 平成 13 年 3 月 26 日条例第 13 号 平成 14 年 3 月 26 日条例第 5 号
平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号 平成 18 年 3 月 27 日条例第 13 号
平成 20 年 3 月 25 日条例第 10 号 平成 21 年 3 月 26 日条例第 4 号
平成 24 年 3 月 23 日条例第 10 号 平成 27 年 3 月 23 日条例第 12 号

(本町が行う介護保険)

第 1 条 本町が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第 2 条 美浜町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、20 人以内とする。

(保健福祉事業)

第 3 条 本町は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業を行うことができる。

2 本町は、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業を行うことができる。

3 本町は、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付等必要な事業を行うことができる。

第 4 条 前条に定めるもののほか、保健福祉事業に関して必要な事項は別に定める。

(保険料率)

第 5 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 30,600 円
- (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 45,900 円
- (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 45,900 円
- (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 55,000 円

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 61,200 円

(6) 次のいずれかに該当する者 73,400 円

ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第 2 条に規定する保護(以下「保護」という。)を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 79,500 円

ア 合計所得金額が 190 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 91,800 円

ア 合計所得金額が 290 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 104,000 円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 110,100 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 116,200 円

ア 合計所得金額が 800 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 122,400 円

2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,500 円とする。

(普通徴収に係る納期)

第 6 条 普通徴収に係る保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。

2 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定めこれを通知しなければならない。

- 3 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその分割金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後における第 1 号被保険者の資格取得、喪失等)

第 7 条 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第 1 号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 9 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前 3 項の規定により算定された当該年度における保険料の額に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

第 8 条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第 1 号被保険者について、その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額(町長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内におい

て町長が定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第9条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に町長に同項の規定により徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申し出があった場合において、当該申し出について相当の理由があると認められるときは、町長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として前条第1項の規定により徴収する保険料額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第10条 保険料の額が決まったときは、町長は、速やかにこれを第1号被保険者(又は連帯納付義務者)に通知しなければならない。また、その額に変更があったときも同様とする。

(延滞金)

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、当該金額につき美浜町税条例(昭和30年美浜町条例第34号)第21条の規定による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 36 日当たりの割合とする。
- 3 延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 4 町長は、納付義務者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

(保険料の徴収猶予)

第 12 条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 月以内の期間に限って徴収猶予することができる。

- (1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めること。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料
- (3) 徴収猶予を受けようとする理由
(保険料の減免)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めること。
- 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- (1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
 - (2) 納期限及び保険料
 - (3) 減免を受けようとする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
- (保険料に関する申告等)

第 14 条 第 1 号被保険者は、毎年度 3 月 31 日まで(保険料の賦課期日後に本町の第 1 号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から 30 日以内)に、第 1 号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。(罰則)

第 15 条 本町は、第 1 号被保険者が介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項の規定による届出をしないとき(同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。

第 16 条 本町は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する。

第 17 条 本町は、被保険者、第 1 号被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

第 18 条 本町は、偽りその他不正な行為により保険料その他関係する法令等の規定による徴収金(法第 150 条第 1 項に規定する納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

第 19 条 前 4 条の過料の額は、情状により町長が定める。

2 前4条の規定により過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(規則への委任)

第20条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3,900円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5,850円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7,800円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9,750円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11,700円

2 平成13年度における保険料率は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11,700円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 17,550円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 23,400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 29,250円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 35,100円

(普通徴収に係る納期の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期について、第6条中「毎月末日」とあるのは「10月以後毎月末日」とする。

2 平成12年度において、第6条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「納期を定め」とあるのは「10月1日以後において納期を定め」とする。

3 平成13年度においては、10月から3月までの納期に納付すべき保険料額は、4月から9月までの納期に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(保険料額計算の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては同年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第7条第3

項の規定にかかわらず、平成 12 年度及び平成 13 年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成 12 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間である場合は、該当するに至った令第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する者として支払うべき平成 12 年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成 12 年 11 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間である場合は、令第 38 条第 1 項第 1 号イ、ロ、及びハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに該当しなかったとした場合の平成 12 年度通年保険料額を 6 で除して得た額に平成 12 年 10 月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する者として支払うべき平成 12 年度通年保険料額を 6 で除して得た額に当該該当するに至った日の属する月から平成 13 年 3 月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成 13 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間である場合は、令第 38 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに該当しなかったとした場合の平成 13 年度通年保険料額を 18 で除して得た額に平成 13 年 4 月から当該該当するに至った日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに、当該該当するに至った令第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する者として支払うべき平成 13 年度通年保険料額を 18 で除して得た額に当該該当するに至った日の属する月から平成 13 年 9 月までの月数を乗じて得た額並びに、当該該当するに至った令第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する者として支払うべき平成 13 年度通年保険料額に 3 分の 2 を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成 13 年 10 月中である場合は、令第 38 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに該当しなかったとした場合の平成 13 年度通年保険料額を 3 で除

して得た額並びに該当するに至った令第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する者として支払うべき平成 13 年度通年保険料額に 3 分の 2 を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成 13 年 11 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間である場合は、令第 38 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに該当しなかったとした場合の平成 13 年度通年保険料額を 3 で除して得た額、令第 38 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに該当しなかったとした場合の平成 13 年度通年保険料額を 9 で除して得た額に平成 13 年 10 月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する者として支払うべき平成 13 年度通年保険料額を 9 で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成 14 年 3 月までの月数を乗じて得た額の合算額

(関係条例の廃止)

第 6 条 美浜町介護認定審査会の定数等を定める条例(平成 11 年美浜町条例第 18 号)は、廃止する。

(新予防給付の施行期日)

第 7 条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 77 号)附則第 3 条第 1 項の条例で定める日は、平成 18 年 11 月 1 日とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第 8 条 法第 115 条の 45 第 1 項、第 2 項第 4 号、同項第 5 号及び同項第 6 号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日からそれぞれ町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則(平成 13 年 3 月 26 日条例第 13 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。)による改正後の美浜町介護保険条例の規定は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 14 年 3 月 26 日条例第 5 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の美浜町介護保険条例の規定は、平成 15 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 14 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 27 日条例第 13 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度における保険料率の特例)

第 2 条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 28 号。この条において「平成 18 年介護保険等改正令」という。)附則第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 18 年度の保険料率は、第 5 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 5 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第 5 条第 1 号に該当するもの 27,700 円
- (2) 第 5 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 2 号に該当するもの 27,700 円

- (3) 第 5 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 3 号に該当するもの 34,800 円
- (4) 第 5 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)附則第 6 条第 2 項の適用を受けるもの(以下この項において「第 2 項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 1 号に該当するもの 31,500 円
- (5) 第 5 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 2 項経過措置対象者に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 2 号に該当するもの 31,500 円
- (6) 第 5 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 2 項経過措置対象者に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 3 号に該当するもの 38,200 円
- (7) 第 5 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 2 項経過措置対象者に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 4 号に該当するもの 45,300 円

2 平成 18 年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 19 年度の保険料率は、第 5 条の規定にかかわらず次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 5 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町

村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 1 号に該当するもの 34,800 円

(2) 第 5 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 2 号に該当するもの 34,800 円

(3) 第 5 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 3 号に該当するもの 38,200 円

(4) 第 5 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 4 項の適用を受けるもの(以下この項において「第 4 項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 1 号に該当するもの 42,000 円

(5) 第 5 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 2 号に該当するもの 42,000 円

(6) 第 5 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 3 号に該当するもの 45,300 円

(7) 第 5 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 5 条第 4 号に該当するもの 48,700 円

3 介護保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1号に該当するもの 34,800円
- (2) 第5条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第2号に該当するもの 34,800円
- (3) 第5条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第3号に該当するもの 38,200円
- (4) 第5条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。))に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1号に該当するもの 42,000円
- (5) 第5条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第2号に該当するもの 42,000円

(6) 第5条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第3号に該当するもの 45,300円

(7) 第5条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第4号に該当するもの 48,700円

(経過措置)

第3条 改正後の美浜町介護保険条例の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第4号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第2条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第5条の規定にかかわらず、38,100円とする。

第3条 平成21年度から平成23年度における保険料率は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第5条第1号に掲げる者 21,600円

(2) 第5条第2号に掲げる者 21,600円

- (3) 第 5 条第 3 号に掲げる者 32,400 円
- (4) 第 5 条第 4 号に掲げる者 43,200 円
- (5) 第 5 条第 5 号に掲げる者 48,300 円
- (6) 第 5 条第 6 号に掲げる者 54,000 円
- (7) 第 5 条第 7 号に掲げる者 64,800 円
- (8) 第 5 条第 8 号に掲げる者 75,600 円
- (9) 令附則第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する者 37,500 円

(経過措置)

第 4 条 改正後の美浜町介護保険条例第 5 条の規定は、平成 21 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 20 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 10 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の美浜町介護保険条例第 5 条の規定は、平成 24 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 23 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日条例第 12 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の美浜町介護保険条例第 5 条の規定は、平成 27 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

○豊根村介護保険条例

平成12年 3月22日

条例第3号

改正 平成15年 3月18日 条例第15号
平成17年11月 9日 条例第56号
平成18年 3月17日 条例第14号
平成18年 9月22日 条例第50号
平成20年 3月14日 条例第10号
平成21年 3月13日 条例第9号
平成24年 3月16日 条例第22号

(村が行う介護保険)

第1条 村が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料率)

第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 27,000円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 27,000円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 40,500円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 54,000円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 67,500円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 81,000円

(普通徴収に係る納期)

第3条 普通徴収に係る保険料は、毎月末までに納付しなければならない。ただし、12月は25日までとする。

- 2 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定めこれを通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

第5条 保険料の算定の基礎に用いる村民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号

被保険者について、その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額（村長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において村長が定める額とする。）を、それぞれ納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第6条 前条第1項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に村長に同項の規定によって徴収される保険料の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、村長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する保険料額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第7条 保険料の額が定まったときは、村長は、速やかに、これを第1号被保険者（及び連帯納付義務者）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき280円とする。

（延滞金）

第9条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき、年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年7.3%（ただし、平成12年4月1日以降当該期間の属する年の前年11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たないときは、当該公定歩合に4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りではない。

- 2 前項の規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものの収入が、事業又は業務休業、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものの収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載して申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休業、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し村長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を村長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の村民税の課税の有無その他村長が必要と認める事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書又は同法第317条の6第1項の給与支払い報告書が村長に提出されている場合においては、この限りでない。

第13条 村は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届け出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届け出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第14条 村は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により、被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条 村は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文章でその他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 村は偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項の規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 前4条の過料の額は、情状により、村長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知者に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成12年度における保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に係る第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3,900円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5,900円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7,900円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9,800円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11,800円

2 平成13年度における保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に係る第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11,800円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 17,700円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 23,700円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 29,600円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 35,500円

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料は第3条の規定にかかわらず、平成12年10月以降とし、毎月末までに納付しなければならない。ただし、12月は25日までとする。

2 平成13年度において、10月以降の納付すべき保険料額は、9月以前の納期に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有した場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から平成13年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月ま

での月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額に3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(富山村の編入に伴う経過措置)

第6条 富山村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、富山村介護保険条例(平成12年富山村条例第8号。以下「富山村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 編入日の前日までに富山村が発した督促状に係る督促手数料については、富山村条例の例による。

3 編入日の前日までに富山村が課した保険料に係る延滞金のうち編入日前の期間に対応するものの額の算定については、第9条の規定にかかわらず、富山村条例の例による。

4 編入日の前日までにした富山村条例第13条から第17条までの規定の適用を受ける行為に対する罰則の適用については、富山村条例の例による。

附 則 (平成15年条例第15号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の豊根村介護保険条例第2条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年条例第56号)

この条例は、平成17年11月27日から施行する。

附 則 (平成18年条例第14号)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1項第4号に該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分地方税法の規定による村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの 28,800円

(2) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合 第2条第1項第2号に該当するもの 28,800円

(3) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、

第2条第1項第3号に該当するもの 36,000円

- (4) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの 32,400円
 - (5) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第2号に該当するもの 32,400円
 - (6) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第3号に該当するもの 39,900円
 - (7) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第4号に該当するもの 46,900円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第3条各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じて当該各号に定める額とする。
- (1) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの 36,000円
 - (2) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第2号に該当するもの 36,000円
 - (3) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第3号に該当するもの 39,900円
 - (4) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの 43,200円
 - (5) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第2号に該当するもの 43,200円
 - (6) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第3号に該当するもの 46,900円
 - (7) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第4号に該当するもの 50,400円

附 則（平成18年条例第50号）

- 1 この条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年条例第10号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における保険料率の特例)

第2条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの 36,000円
- (2) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第2号に該当するもの 36,000円
- (3) 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第3号に該当するもの 39,900円
- (4) 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの 43,200円
- (5) 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第2号に該当するもの 43,200円
- (6) 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第3号に該当するもの 46,900円
- (7) 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第4号に該当するもの 50,400円

附 則（平成21年条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

豊根村介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月 日

豊根村長

豊根村条例第 号

豊根村介護保険条例の一部を改正する条例

豊根村介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「平成10年政令第412号」を「平成26年政令第397号」に、「27,000円」を「31,800円」に改め、同条第2号中「27,000円」を「47,700円」に改め、同条第3号中「40,500円」を「47,700円」に改め、同条第4号中「54,000円」を「57,240円」に改め、同条第5号中「67,500円」を「63,600円」に改め、同条第6号中「81,000円」を「76,320円」に改め、同条に次の3号を加える。

- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 82,680円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 95,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 108,120円

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第7条 法第115条の第45号第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長の定める日までの間を行わず、当該村長の定める日の翌日から行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

豊根村介護保険条例(平成12年豊根村条例第3号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第38条第1項第1号に掲げる者 27,000円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 27,000円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 40,500円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 54,000円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 67,500円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 81,000円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成26年政令第397号。以下「令」という。)</p> <p>第38条第1項第1号に掲げる者 31,800円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 47,700円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 47,700円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 57,240円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 63,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 76,320円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 82,680円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 95,400円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 108,120円</p> <p>附 則</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p>第7条 法第115条の第45号第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長の定める日までその間に行わず、当該村長の定める日の翌日から行うものとする。</p>

知多北部広域連合介護保険条例

(平成12年3月3日 条例第3号)

改正 平成13年3月1日条例第4号

改正 平成15年3月4日条例第1号

改正 平成17年3月1日条例第1号

改正 平成17年8月30日条例第3号

改正 平成18年2月28日条例第3号

改正 平成18年3月1日条例第5号

改正 平成19年2月27日条例第3号

改正 平成20年2月29日条例第1号

改正 平成21年3月2日条例第1号

改正 平成24年3月9日条例第1号

改正 平成25年9月9日条例第5号

改正 平成27年2月25日条例第3号

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 介護認定審査会 (第2条)

第3章 保険給付 (第3条・第4条)

第4章 保険料 (第5条―第13条)

第5章 保健福祉事業 (第14条)

第6章 雑則 (第15条)

第7章 罰則 (第16条―第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）が行う介護保険について必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により広域連合に設置する介護認定審査会の委員の定数は、190人以内とする。

2 前項に定めるもののほか、介護認定審査会について必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険給付

（特例居宅介護サービス費等の額）

第3条 法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額、法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額、法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額、法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額、法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額、法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額、法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額、法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額及び法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、それぞれこれらの規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、別に定める額とすることができる。

（居宅介護サービス費等の額等の特例）

第4条 法第50条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例又は法第60条の規定に基づく介護予防サービス費等の額の特例（以下「居宅介護サービス費等の額等の特例」という。）の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に法第50条又は法第60条に規定する特別の事情を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）及び主たる生計維持者（要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所

(2) 居宅介護サービス費等の額等の特例の適用を受けようとする理由

(3) その他広域連合長が必要と認める事項

2 居宅介護サービス費等の額等の特例の適用を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

第4章 保険料

(保険料率及び保険料の額)

第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項の基準に基づき算定するものとし、当該年度分の保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 30,438円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 45,657円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,657円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 54,788円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 60,876円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,051円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 79,138円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 91,314円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれに

も該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 103,489円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 109,576円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 115,664円

2 前項の保険料率により算定する当該年度における保険料の額は、その100円未満の端数を切り捨てる。

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,400円とする。

（普通徴収に係る納期）

第6条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 12月1日から同月25日まで

第6期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、広域連合長が別に定めることができる。この場合において、広域連合長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、資格喪失等があった場合の保険料の額)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第5条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月からこれらの規定に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第8条 広域連合長は、保険料の額を定めたときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(督促)

第9条 納付義務者（法第132条に規定する普通徴収に係る保険料の納付義務者をいう。以下同じ。）が納期限（納期の末日をいう。以下同じ。）までに保険料を完納しない場合においては、広域連合長は、当該納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項に規定する督促状に指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

（延滞金）

第10条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額の額を計算する場合において、100円未満の端数が生じたとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第11条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することにより、納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、12月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又は主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、

不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める事情があること。

2 前項の申請は、広域連合長に申請書を提出することによりしなければならない。
(保険料の減免)

第12条 広域連合長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより、納付義務者がその納付すべき保険料を納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、規則で定めるところにより保険料を減免することができる。

2 前項の申請は、規則で定める日までに、広域連合長に申請書を提出することによりしなければならない。

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、広域連合長が別に定める場合を除き、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該第1号被保険者の所得状況及び当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。

第5章 保健福祉事業

(利用者負担の減免)

第14条 広域連合長は、第5条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する者が介護給付等（法第20条に規定する介護給付等をいう。）を受けたときに、次の各号のいずれにも該当する場合においては、当該者の申請により、その者が負担すべき費用の一部を減免することができる。

(1) 世帯員全員の収入金額及び預貯金額が規則で定める基準に該当する場合

(2) 規則で定める被扶養者に該当しない場合

(3) 保険料を滞納していない場合

2 前項の申請は、規則で定める日までに、広域連合長に申請書を提出することによりなければならない。

3 第1項の規定により利用者負担の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

第6章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

第7章 罰則

第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第17条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対しては、10万円以下の過料を科する。

第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度における保険料率及び保険料額の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3, 681円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5, 521円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7, 362円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9, 202円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11, 043円

2 第5条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成12年度における保険料の額について準用する。

(平成13年度における保険料率及び保険料額の特例)

第3条 平成13年度における保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11, 043円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 16, 564円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 22, 086円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 27, 607円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 33, 129円

2 第5条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成13年度における保険料の額について準用する。

(平成12年度及び平成13年度における納期の特例)

第4条 平成12年度の納期は、第6条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 12月1日から同月25日まで

第3期 翌年2月1日から同月末日まで

2 平成12年度において第6条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる」とする。

3 平成13年度においては、第4期から第6期の納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第3期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度又は平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、資格喪失等があった場合の保険料の額の特例)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、同年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有した場合の保険料の額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第6条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。

以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(知多北部広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第8条 知多北部広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年知多北部広域連合条例第27号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、その翌日から行うものとする。

附 則(平成13年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第1号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成15年度分の介護保険料から適用し、平成14年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の知多北部広域連合介護保険条例第14条の規定は、平成15年4月1日以降に介護給付等に係る居宅サービス等を利用したもの、特定福祉用具を購入したもの及び住宅改修を着工したものから適用する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第5号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 31,212円
- (2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 31,212円
- (3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 39,252円
- (4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置

対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 35,469円

(5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 35,469円

(6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43,035円

(7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 51,075円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 39,252円

(2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 39,252円

(3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43,035円

(4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用

を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 47,292円

(5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 47,292円

(6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 51,075円

(7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 54,858円

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 39,252円

(2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 39,252円

(3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及

びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43,035円

(4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 47,292円

(5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 47,292円

(6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 51,075円

(7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 54,858円

附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例に

よる。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第3条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、41,646円とする。

第4条 平成21年度から平成23年度における保険料率は、第5条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる者 24,180円
- (2) 第5条第1項第2号に掲げる者 24,180円
- (3) 第5条第1項第3号に掲げる者 36,270円
- (4) 第5条第1項第4号に掲げる者(第9号に該当するものを除く。) 48,360円
- (5) 第5条第1項第5号に掲げる者 55,614円
- (6) 第5条第1項第6号に掲げる者 60,450円
- (7) 第5条第1項第7号に掲げる者 72,540円
- (8) 第5条第1項第8号に掲げる者 84,630円
- (9) 前条に規定する者 41,106円

附 則(平成24年条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第3条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、35,524円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、50,326円とする。

附 則（平成25年条例第5号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例附則第7条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

知多北部広域連合介護保険条例施行規則

(平成12年3月31日 規則第5号)

- 改正 平成12年9月29日規則第10号
- 改正 平成15年3月31日規則第1号
- 改正 平成17年3月31日規則第2号
- 改正 平成18年3月28日規則第3号
- 改正 平成18年8月29日規則第7号
- 改正 平成20年1月31日規則第3号
- 改正 平成27年2月25日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合介護保険条例（平成12年知多北部広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(居宅介護サービス費等の額等の特例)

第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、介護保険利用者負担額減額・免除申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書の提出は、特例による給付を必要とする理由の生じた日から6月以内に行わなければならない。
- 3 広域連合長は、第1項の申請書の提出があった場合において、次の表の左欄に規定する各号のいずれかに該当すると認めるときは、同表の右欄に規定する期間について、同表の中欄に規定する割合に相当する額により居宅介護サービス費等を支給するものとする。ただし、特例による給付を必要とする理由の2以上に該当する場合にあっては、特例による給付割合の最も大きいものを適用する。

特例による給付を必要とする理由		特例による給付割合	特例による給付割合を認める期間
1 要介護被保険者又は要支援被保険者（以下この表において「要介護者等」という。）及び主たる生計維持者（要介護者等の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下この表において同じ。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又	全壊又は全焼その他これらに類する損害を受けたとき。	100分の100	左欄に該当することとなった日の属する月の翌月から1年以内の期間（居宅介護サービス費等の額等の特例の適用を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
	半壊又は半焼その他これらに類する損害を受けたとき。	100分の95	

<p>はその他の財産について、次に掲げる損害を受けたこと。</p>			<p>並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付を受けている期間（保護又は介護支援給付を開始した日の属する月を含み、停止又は廃止した日の属する月を除く。）を除く。以下この表において同じ。）。ただし、申請の日の属する月の翌月以後の期間に限る。</p>
<p>2 主たる生計維持者が死亡した場合であって、特例による給付割合を適用しなければ要介護者等が生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等支援法による介護支援給付受給者となること。</p>		<p>100分の95</p>	<p>左欄に該当することとなった日の属する月の翌月から6月以内の期間。ただし、申請の日の属する月の翌月以後の期間に限る。</p>
<p>3 主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が、次のいずれかの理由により前年合計所得金額の2分の1以下に減少する場合であって、特例による給付割合を適用しなければ要介護者等が生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等支援法による介護支援給付受給者となること。</p> <p>(1) 心身に重大な障害を受け、又は6月以上の入院を必要とすること。</p> <p>(2) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等があったこと。</p> <p>(3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類することがあ</p>			

ったこと。		
-------	--	--

- 4 広域連合長は、前項に規定する居宅介護サービス費等の額等の特例の適用又は不適用を決定したときは、速やかに、介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 5 広域連合長は、第3項に規定する居宅介護サービス費等の額等の特例を適用することに決定したものに対して、介護保険利用者負担額減額・免除認定証（様式第3号）を交付するものとする。
- 6 条例第4条第2項の規定による届出は、介護保険利用者負担額減額・免除理由消滅届（様式第4号）に介護保険利用者負担額減額・免除認定証を添付して行うものとする。

（保険料に関する申告）

第3条 条例第16条の広域連合長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものである場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が提出されているとき。
 - (2) 第1号被保険者が保険料の賦課期日（賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合は、当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）において介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロの規定に該当し、又は賦課期日から15日以内にこれらの規定に該当するに至ったとき。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の他の第1号被保険者から既に提出された条例第16条の申告書等により保険料の額の算定に必要な事実を認定することができるとき。
- 2 条例第16条に規定する申告書は、介護保険料に関する申告書（様式第5号）とする。

（保険料の納付方法）

第4条 普通徴収に係る保険料の納付は、介護保険料納付書によるほか、口座振替又はその他の方法（ゆうちょ銀行での窓口納付を除く。）によることができる。

（保険料の徴収猶予）

第5条 条例第14条第2項に規定する申請書は、介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第6号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、徴収猶予を必要とす

る理由が確認できないときは、それを証明する書類の提出を求めることができる。

3 広域連合長は、第1項の申請書の提出があった場合において、徴収猶予の承認又は不承認を決定したときは、速やかに、介護保険料徴収猶予決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

4 条例第14条第1項の規定により保険料の徴収猶予をした場合には、その猶予した保険料に係る延滞金の額のうち、その猶予した期間に対応する部分の金額は、免除する。

（保険料の減免）

第6条 条例第12条第2項に規定する申請書は、介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第6号）とする。

2 前項の申請書の提出は、保険料の減免を必要とする理由の生じた日から6月以内に行わなければならない。ただし、第4項の表第2号又は第3号に該当する場合は、保険料の賦課年度ごとに行うものとする。

3 広域連合長は、第1項の申請書の提出があった場合において、減免を受けようとする理由が確認できないときは、それを証明する書類の提出を求めることができる。

4 広域連合長は、第1項の申請書の提出があった場合において、次の表の左欄に規定する各号のいずれかに該当すると認めるときは、同表の右欄に規定する額を減免するものとする。ただし、保険料の減免を必要とする理由の2以上に該当する場合にあっては、減免する額の最も大きいものを適用する。

保険料の減免を必要とする理由		減免する額
1 第1号被保険者又は主たる生計維持者（第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下この表において同じ。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について、次に掲げる損害を受けたこと。	全壊又は全焼その他これらに類する損害を受けたとき。	左欄に該当することとなった日の属する月から6月分以内に相当する月割り保険料額の合計額（生活保護法により認定された介護保険料加算額又は中国残留邦人等支援法により行われる介護支援給付額を除く。以下この表において同じ。）の全額
	半壊又は半焼その他これらに類する損害を受けたとき。	左欄に該当することとなった日の属する月から6月分以内に相当する月割り保険料額の合計額の2分の1の額

<p>2 主たる生計維持者が死亡した場合であって、他の世帯員全員について地方税法の規定による市町村民税が課されていない場合で、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該生計維持者に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第8項第3号の被保険者、第5号の加入者又は第6号若しくは第7号の被扶養者に該当するもの</p> <p>(2) 当該生計維持者に係る地方税法第292条第1項第7号又は第8号に該当するもの</p>	
<p>3 主たる生計維持者（市町村民税課税者に限る。）の当該年合計所得見込額が、次のいずれかの理由により、前年合計所得金額の2分の1以下又は125万円以下に減少する場合であって、他の世帯員全員について地方税法による市町村民税が課されていない場合であること。</p> <p>(1) 心身に重大な障害を受け、又は6月以上の入院を必要とすること。</p> <p>(2) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等があったこと。</p> <p>(3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類することがあったこと。</p>	
<p>4 保険料の減免を受けようとする者が法第63条による保険給付の制限を受けていること。</p>	<p>左欄の保険給付の制限を受けている期間内に納期限の到来する保険料の額の全額</p>

5 前項の規定にかかわらず、第1項の申請書の提出が前項の表の左欄に規定する各号のいずれかに該当することとなった日（以下この項において「減免理由該当日」という。）の翌日から起算して31日以後にあった場合においては、同表の右欄に規定する減免する額から、減免理由該当日の属する月から当該申請書の提出があった日の属する月の前月までの月数分に相当する月割り保険料額の合計額を控除して得た額を減免する額とする。

6 前2項の規定による減免する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。

7 保険料の減免は、申請の日以後に到来する納期に係る保険料額から順次減額でき

る額の範囲内で減額することにより行う。ただし、申請の日以後に到来する納期に係る保険料額から減額できない額がある場合は、その額を申請の日前の納期に係る保険料額から減額する。

- 8 広域連合長は、保険料の減免の承認又は不承認を決定したときは、速やかに、介護保険料減免決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。
- 9 条例第15条第3項に規定する届出は、介護保険料減免理由消滅届（様式第9号）によるものとする。
- 10 広域連合長は、前項の届出があったときは、速やかに、介護保険料減免取消通知書（様式第10号）により届出者に通知するものとする。

（利用者負担の減免）

第7条 条例第14条第1項第1号の規則で定める基準は、条例第5条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する者で、賦課年度の前年の世帯員全員の収入金額が、1人世帯は98万円（2人以上の世帯については2人目から1人当たり32万円を98万円に加算した金額）以下であり、かつ、世帯員全員の預貯金額の合計が350万円（2人以上の世帯については2人目から1人当たり100万円を350万円に加算した金額）以下であることとする。

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める被扶養者は、市町村民税が課されている扶養者に扶養されているもので、次に掲げるものをいう。

(1) 法第7条第8項第3号の被保険者、第5号の加入者又は第6号若しくは第7号の被扶養者に該当するもの

(2) 地方税法第292条第1項第7号又は第8号に該当するもの

3 条例第14条第2項に規定する申請書は、介護保険利用者負担額減免申請書（様式第11号）とする。

4 前項の申請書の提出は、各年度の6月1日から3月31日までに行わなければならない。

5 広域連合長は、条例第14条第1項の規定に該当することにより、第3項の申請書の提出があった場合において、次の表の左欄に規定する各号のいずれかに該当すると認めるときは、介護給付等に係る負担すべき費用に、同表の右欄に規定する利用者負担の減免割合を乗じて得た額を減免するものとする。

利用者負担の減免の区分	利用者負担の減免割合
1 条例第5条第1項第1号に該当する者	4分の3
2 条例第5条第1項第2号に該当する者	2分の1
3 条例第5条第1項第3号に該当する者	2分の1

6 前項に規定する負担すべき費用は、1月を単位とし、次に掲げる額を除き算出するものとする。

(1) 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費として支給される額

- (2) 法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費として支給される額
 - (3) 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）第1条第2項に規定する公費負担医療等により給付される額
 - (4) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）により行われる社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度により給付される額
 - (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第10号に規定する事業により給付される額
- 7 前2項の規定により減免する額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 8 第5項に規定する利用者負担の減免は、第4項の規定による申請書の提出があった日の属する年度の4月1日から3月31日までに、月を単位として、広域連合長が介護給付等について支給決定したもの及び国民健康保険団体連合会が介護給付等について審査したものについて適用するものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、被保険者証に次の各号のいずれかの記載がある場合において、記載された給付制限の開始日の属する月から当該給付制限の終了日の属する月までの介護給付等については、利用者負担の減免を適用しないものとする。
- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載
 - (2) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載
- 10 広域連合長は、利用者負担の減免の承認又は不承認を決定したときは、速やかに介護保険利用者負担額減免決定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。
- 11 条例第14条第3項に規定する届出は、介護保険利用者負担額減免理由消滅届（様式第13号）により行うものとする。
- 12 広域連合長は、前項の届出があったときは、速やかに、介護保険利用者負担額減免取消通知書（様式第14号）により届出書に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の知多北部広域連合介護保険条例施行規則の規定は、平成12年8月1日から適用する。

附 則（平成15年規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第3号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の知多北部広域連合介護保険条例施行規則第7条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

介護保険利用者負担額減額・免除申請書



フリガナ				保険者番号		
被保険者氏名				被保険者番号		
				生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別
住所		〒		電話番号		
主たる 生計維 持者	氏名					
	住所					
利用者負担額 減免申請理由						
<p>知多北部広域連合長 様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 電話番号</p> <p>申請者 氏名</p>						

様式第2号（第2条関係）

番 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長 印

介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書

年 月 日にあなたが行った介護保険利用者負担額減額・免除の申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認 する	適用年月日 年 月 日 (承認内容)
	有効期限 年 月 日
2 承認 しない	理由

問い合わせ先
知多北部広域連合 課
住 所
電話番号

不服の申立て

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に知多北部広域連合を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

住 所
電話番号

(表)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証	
交付年月日	年 月 日
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
	年 月 日
	性 別
	適 用 年 月 日
	年 月 日 から
	有 効 期 限
	年 月 日 まで
減額・免除認定事項	給付率 / 100
保険者番号並びに保険者の名称及び印	□□□□□□

用紙サイズ：縦128mm 横91mm

注 意 事 項

(裏)

- 一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又この証の有効期限に至ったときは、沈滞なく、この証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

様式第4号（第2条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除理由消滅届



知多北部広域連合長 様

次のとおり介護保険利用者負担額減額・免除の理由が消滅しましたので届出をします。

		届出年月日	年 月 日
届出者氏名		本人との関係	
届出者住所	〒 電話番号		

*届出者が被保険者本人の場合は、届出者住所の欄は記載不要です。

被 保 険 者	被保険者番号																			
	フリガナ											生年月日	明・大・昭	年 月 日						
	氏名											性別	男・女							
	住所	〒										電話番号								

消滅理由	
------	--

様式第5 (第3条関係)

年度 介護保険料に関する申告書

被保険者番号																				
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



知多北部広域連合長 様		住所	職業	
年 月 日 提出	フリガナ	生 年 月 日	世帯主	
	被保険者氏名	年 月 日	電 話	
	印		-	

所得の種類	種 目	収 入 金 額	必 要 経 費	事 業 専 従 者 控 除	所 得 金 額
その他事業					
給	・ 専				
雑	公的年金等				
	上記以外				
その他					

月	日	給	日数	月	収	月	日	給	日数	月	収	月	日	給	日数	月	収
1						6				11							
2						7				12							
3						8				小							
4						9				計							
5						10				賞							
										与							
										合							
										計							

世帯主氏名 (被保険者を除く)	市町村民税	世帯主氏名 (被保険者を除く)	市町村民税	備考 (生活状況等)
	課税・非課税		課税・非課税	年1月1日現在住所:
	課税・非課税		課税・非課税	
	課税・非課税		課税・非課税	

介護保険料減免・徴収猶予申請書



被 保 険 者	被保険者番号											
	フリガナ											
	氏名											
	住所	〒										
		生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女				
		電話番号										
主 た る 生 計 維 持 者	フリガナ											
	氏名											
	住所	〒										
		電話番号										
	賦課年度及び納付 期限又は納期	年	月	度 日 期	保 険 料 の 額							
					円							
	申 請 理 由											
<p>知多北部広域連合長 様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて介護保険料の減免・徴収猶予を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名</p>												

様式第7号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



介護保険料徴収猶予決定通知書

年 月 日にあなたが行った 年度分介護保険料の徴収猶予の申請については、次のとおり 承認・不承認 と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

徴収猶予決定年月日	
承認・不承認理由	

納 期	保険料額	徴収猶予期間						備 考	
		年	月	日	～	年	月		日
		年	月	日	～	年	月	日	
		年	月	日	～	年	月	日	
		年	月	日	～	年	月	日	
		年	月	日	～	年	月	日	
		年	月	日	～	年	月	日	
		年	月	日	～	年	月	日	
		年	月	日	～	年	月	日	
合 計									

問い合わせ先
知多北部広域連合 課
住所
電話番号

不服の申立て

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に知多北部広域連合を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 住所
電話番号

様式第8号（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



介護保険料減免決定通知書

年 月 日にあなたが行った 年度分介護保険料の減免の申請については、次のとおり 承認・不承認 と決定しましたので通知します。

被保険者氏名											被保険者番号									
減免決定年月日	年 月 日		決定した減免額																	
減免前保険料額			減免後保険料額																	
承認・不承認理由																				

納 期	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額
合 計			

問い合わせ先
知多北部広域連合 課
住所
電話番号

不服の申立て

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に知多北部広域連合を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

住所
電話番号

介護保険料減免理由消滅届

受付印

知多北部広域連合長 様

次のとおり 年度分介護保険料減免の理由が消滅しましたので届出をします。

		届出年月日	年 月 日
届出者氏名		被保険者との関係	
届出者住所	〒 電話番号		

*届出者が被保険者本人の場合は、届出者住所・電話番号の欄は記載不要です。

被 保 険 者	被保険者番号																			
	フリガナ												生年月日	明・大・昭	年	月	日			
	氏名												性別	男・女						
	住所	〒 電話番号																		

消滅理由	
------	--

様式第10号（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



介護保険料減免取消通知書

年 月 日付け（番号）で承認しました 年度分介護保険料の減免については、次のとおり取消しを決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

減免取消年月日	年 月 日	取消した減免額	
取消前保険料額		取消後保険料額	
取消理由			

納 期	取消前保険料額	減免取消額	取消後保険料額
合 計			

問い合わせ先
知多北部広域連合 課
住所
電話番号

不服の申立て
この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に知多北部広域連合を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 住所
電話番号

様式第12号（第7条関係）

番 年 月 号 日

様

知多北部広域連合長 印

介護保険利用者負担額減免決定通知書

年 月 日にあなたが行った 年度分介護保険利用者負担額の減免の申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	決定した減免率
2 承認しない	理由

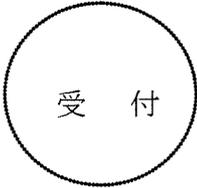
問い合わせ先
知多北部広域連合 課
住 所
電話番号

不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知多北部広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この通知による処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号（第7条関係）

介護保険利用者負担額減免理由消滅届



知多北部広域連合長 様

次のとおり介護保険利用者負担額減免の理由が消滅しましたので届出をします。

		届出年月日	年 月 日
届出者氏名		本人との関係	
届出者住所	〒 電話番号		

*届出者が被保険者本人の場合は、届出者住所の欄は記載不要です。

被 保 険 者	被保険者番号												
	フリガナ					生年月日	明・大・昭	年 月 日					
	氏 名					性 別	男 ・ 女						
	住 所	〒 電話番号											

消 滅 理 由	
---------	--

様式第14号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長 印

介護保険利用者負担額減免取消通知書

年 月 日付け（番号）で承認しました 年度分介護保険利用者負担額の減免については、次のとおり取消しを決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

減免取消年月日	年 月 日	取消した減免率	
取消理由			

問い合わせ先
知多北部広域連合 課
住 所
電話番号

不服の申立て

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知多北部広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この通知による処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

介護保険負担限度額認定申請書 (平成27年8月以降用)



フリガナ		保険者番号	2 3
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女
住所	〒 [] [] [] - [] [] [] []		
介護保険施設の所在地及び名称(※)	〒 [] [] [] - [] [] [] [] <施設名称>		
入所年月日(※)	年 月 日	施設のサービス種類	1. 特養 2. 老健 3. 療養型 4. ショートステイ

(※)ショートステイの場合は、記入不要です。

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。		
配偶者に関する事項	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	明・大・昭 年 月 日	市町村民税課税状況	課税 ・ 非課税
	住所	〒 [] [] [] - [] [] [] []		

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者			
	<input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。			
	<input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。			
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり			
	預貯金額	円	有価証券(評価概算額)	円
		その他()※		円
		(現金・負債を含む)		

()内に内容を記入してください。

知多北部広域連合長 様
上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。
平成 年 月 日
住所 電話番号 ()
申請者 氏名 被保険者との続柄 ()

注意事項

- (1) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- (2) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (3) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

市町記入欄	<input type="checkbox"/> 世帯分離 (異動日 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 住所地特例有り
	<input type="checkbox"/> 生活保護 (開始日 年 月 日 廃止日 年 月 日)	
	<input type="checkbox"/> 境界層 (開始日 年 月 日 廃止日 年 月 日)	
	<input type="checkbox"/> 税更正 (申告日 年 月 日)	

保険者記入欄	第1段階	300円/日	交付年月日	年 月 日
	第2段階	390円/日	適用年月日	年 月 日から
	第3段階	650円/日	有効期限	年 月 日まで
	第4段階	特例措置		
	その他	非該当		

係長	係

課付課長		受付者

同意書

知多北部広域連合長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、知多北部広域連合長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

平成 年 月 日

<本人>

住所

氏名

印

<配偶者>

住所

氏名

印

記入例

介護保険負担限度額認定申請書

以下の太枠内の部分を記入してください。

フリガナ 被保険者氏名	コワイキ タロウ 広域 太郎	保険者番号	2 3 2 2 2 2 2 2 2 3
生年月日	明(大) 昭 12年 3月 4日	被保険者番号	0 0 1 2 3 4 5 1 6 7
住所	〒 4 1 7 7 - 1 0 0 0 1 0 東海市中央町1丁目1番地	性別	(男) 女
介護施設 の名称(※)	〒 4 1 7 6 - 1 0 1 0 0 3 東海市荒尾町西廻間2-1 <施設名称> 特別養護老人ホーム 広域	施設の種類	1. 特養 2. 老健 3. 療養型 4. ショートステイ
入所年月日(※)	平成27年 4月 1日	配偶者の有無	(有) 無
配偶者の氏名	コワイキ レンコ 広域 蓮子	配偶者の生年月日	明(大) 昭 15年 6月 7日
配偶者の住所	〒 4 1 7 7 - 1 0 0 0 1 0 東海市中央町1丁目1番地	市町村民税課税状況	賦課 非課税
収入等に 関する申告	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額8.0万円以下です。 <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額8.0万円を超えます。 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円(受給は2,000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券にかかるとの通帳等の写しは別添のとおり		
預貯金等に 関する申告	預貯金額	有価証券 (評価額)	その他 (現金・負債を含む)
	8,000,000円	0円	50,000円※

保険者番号
東海市: 232223 大府市: 232231
知多市: 232249 東浦町: 234427

・介護保険施設等に入所しない場合には、記入は不要です。
・入所予定で、入所が決定している方は、入所予定施設を記入してください。

1. 特別養護老人ホーム
2. 介護老人保健施設
3. 療養病床等(介護療養型医療施設)
4. ショートステイ
※グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等は申請対象外です。

・平成27年度の配偶者の市町村民税課税状況を記入してください。
・配偶者が課税の場合は、非該当となります。

・市町村民税世帯非課税者とは、本人及び本人と同一世帯の者全員が平成27年度市町村民税非課税の方をいいます。本人又は本人と同一世帯の者が市町村民税課税の場合は、非該当となります。
・課税年金収入額と合計所得金額の合計額は、平成26年中の額で、本人分のみです。

・本人及び配偶者の預貯金等について記入してください。
・預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)を超える場合は、非該当となります。
・対象となる預貯金等は、以下のとおりです。
① 預貯金(普通・定期)
② 有価証券(株式・国債・地方債・社債等)
③ 金・銀等の購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
④ 投資信託
⑤ 自宅金庫(タンス預金等の現金)
⑥ 負債(借入金・住宅ローン等)

申請書を提出する日を記入してください。

注意事項
(1) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
(2) 預まじりがない場合は、空白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
(3) 虚偽の申告により不正に給付金を受け取った場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、差控された額及び最大2倍の加算金を差控させていただきます。

市町村 記入欄	<input type="checkbox"/> 世帯分限 (異動日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 生活保護 (開始日) 年 月 日 廃止日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 境界層 (開始日) 年 月 日 廃止日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 税更正 (申告日) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 住所地特別者 年 月 日 年 月 日 年 月 日
保険者 記入欄	第1段階 300円/日 第2段階 350円/日 第3段階 650円/日 第4段階 特別措置 その他 非該当	交付年月日 年 月 日 適用年月日 年 月 日から 有効期限 年 月 日まで

関係者 係 係長 課長 受付者